

柏市福祉用具購入費・住宅改修費に係る受領委任払い
登録事業者講習会

福祉用具購入に関すること

柏市在宅リハビリテーション連絡会
株式会社なな色

理学療法士 西田 恭子

介護保険における福祉用具

【制度の概要】

- 介護保険の福祉用具は、**要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具**及び要介護者等の**機能訓練のための用具**であって、**利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるもの**について、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

対象種目

【福祉用具貸与】<原則>

- ・ 車いす(付属品含む)
- ・ 特殊寝台(付属品含む)
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ・ 自動排泄処理装置

【福祉用具販売】<例外>

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部
- ・ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

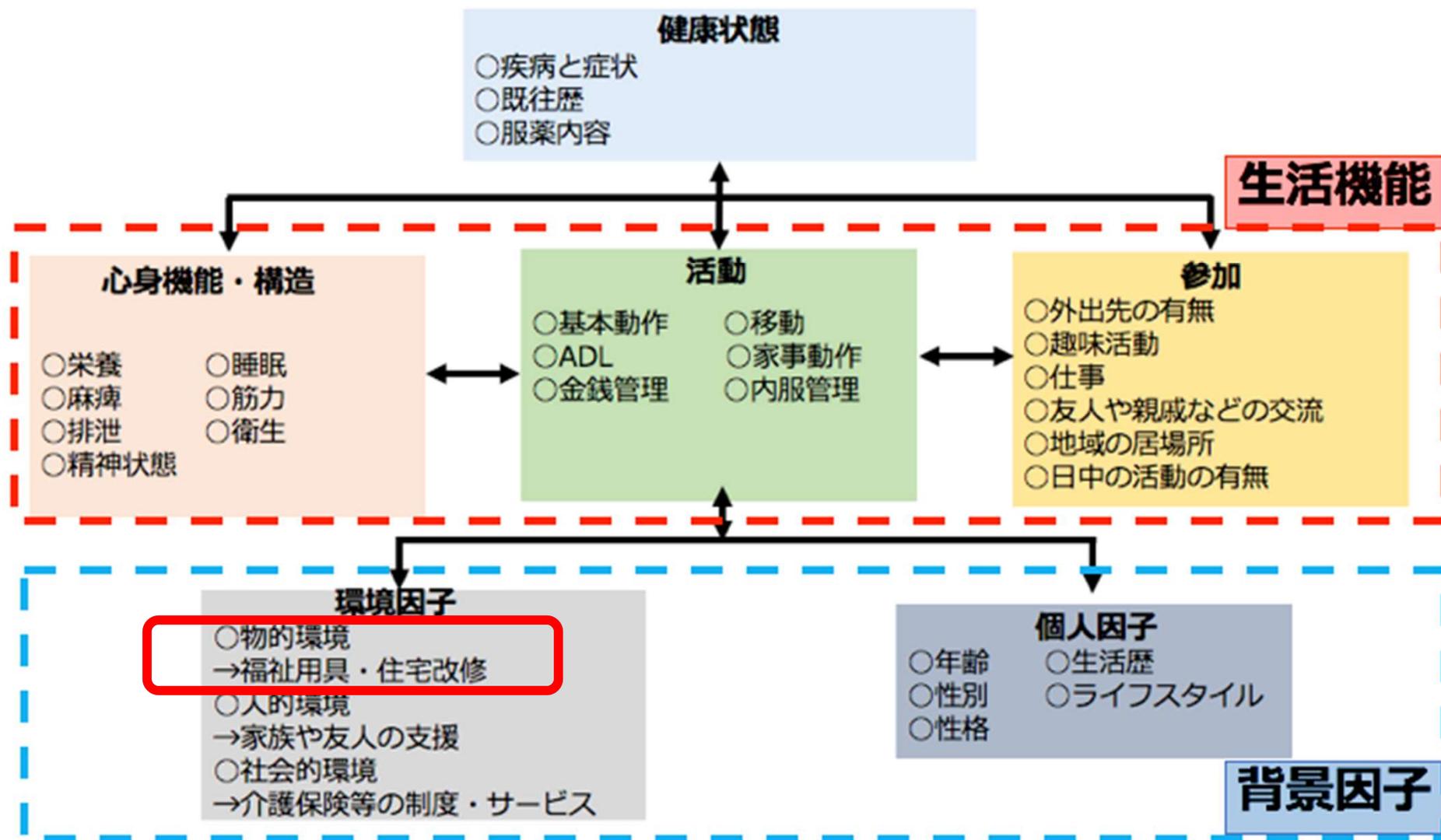
② 販売種目(原則年間10万円を限度)

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとしている。

ICF (国際生活機能分類)



生活機能の維持向上に福祉用具・住宅改修は非常に重要！

特定福祉用具販売の対象種目(厚生労働省告示より抜粋)

種目	機能又は構造
腰掛便座	<ul style="list-style-type: none"> • 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に交換する場合に高さを補うものを含む。) • 洋式便器の上に置いて高さを補うもの • 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの • 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る)。ただし、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないもの。
自動排泄処理装置の交換可能部品	<ul style="list-style-type: none"> • 尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。
排泄予測支援機器	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。
入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> • 入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 1.入浴用椅子(座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するもの) 2.入浴台(浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの) 3.浴槽用手すり(浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの) 4.浴室内すのこ(浴室内に置いて浴室の床の段差解消を図ることができるもの) 5.浴槽内椅子(浴槽内に置いて利用することができるもの) 6.浴槽内すのこ(浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの) 7.入浴用介助ベルト(居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの)
簡易浴槽	<ul style="list-style-type: none"> • 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
移動用リフトのつり具部分	<ul style="list-style-type: none"> • 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。

貸与と販売の選択制の対象種目 (第231回社会保障審議会介護給付費分科会資料より)

種目	
固定式スロープ	
歩行器	・ 歩行車を除く
単点杖	・ 松葉杖を除く
多点杖	

2024年度 介護報酬改定

(共通)

- ・ 福祉用具専門相談員が【選択できること】の十分説明。
- ・ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえて提案を行うこと。

(貸与)

- ・ 福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、介護支援専門員に交付。
- ・ 福祉用具専門相談員が、利用開始後6カ月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行う。

(販売)

- ・ 福祉用具専門相談員が、販売計画の作成後、目標の達成状況を確認する。
- ・ 福祉用具専門相談員が、使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等(メンテナンス)を行うよう努める。

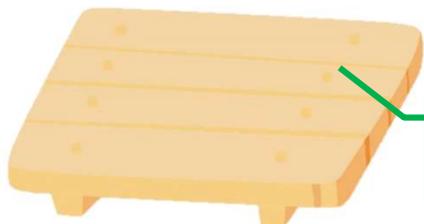
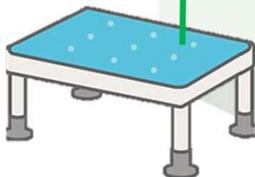
入浴環境に関して

【ポイント】 移動・姿勢の不安定さの解消
動線の確保
用具のメンテナンス
共用使用者への配慮

介助者の負担軽減と
利用者の皮膚の状態など



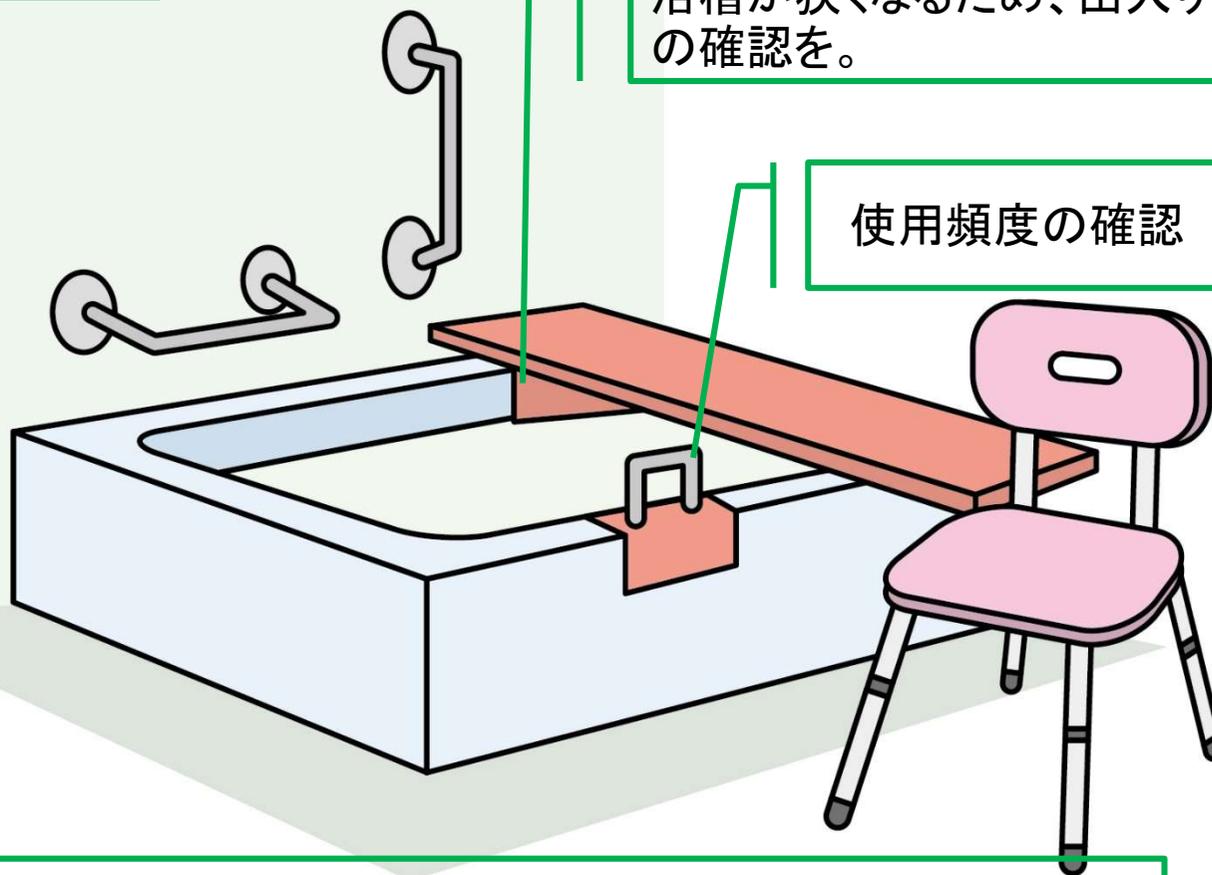
下肢の可動性
や筋力などを
考慮し、必要
性を確認



浴槽が狭くなるため、出入り
の確認を。

使用頻度の確認

浴室だけでなく浴槽内の滑り止めの必要性について



シャワー椅子について

シャワー椅子は
安全性を求めるか。
機能性を求めるか。

【ポイント】

浴室の広さ

座位姿勢の安定性

介助者の動線

酸素などの使用 など



トイレについて

【ポイント】

移動能力(変化の可能)

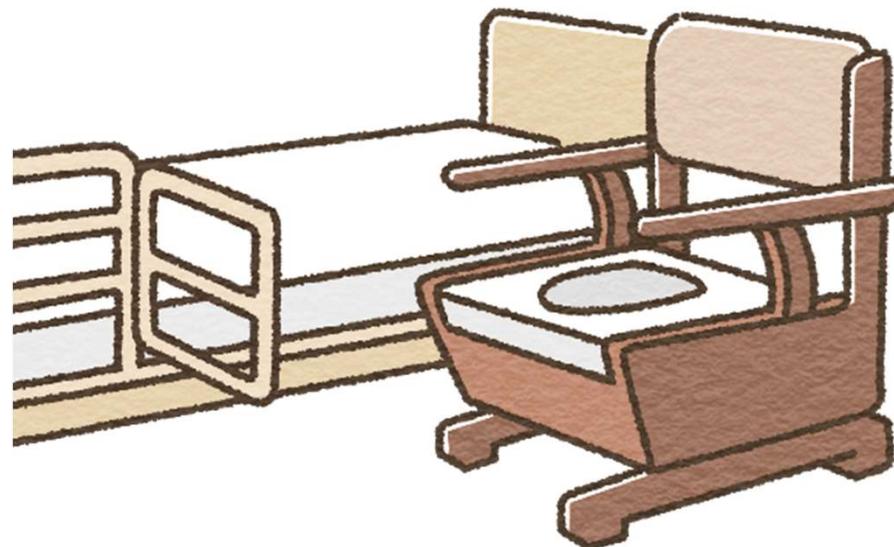
衛生面に対する考え方

など

トイレの改修か。



ポータブルトイレの購入か。



ポータブルトイレ の設置位置

他の福祉用具の有無

【ポイント】

設置位置

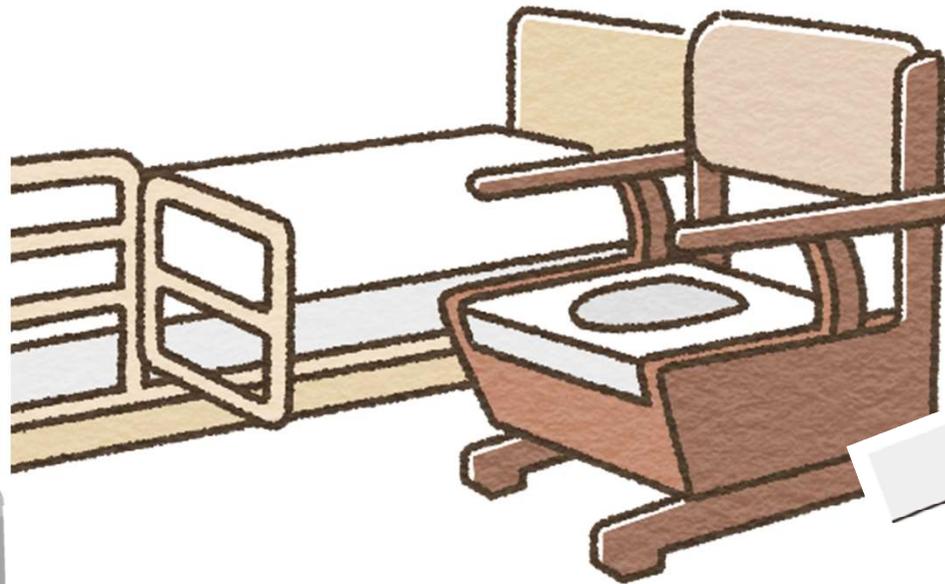
設置角度

車椅子などとの関係性

など

設置位置 足側か頭側か

設置角度は



杖の選定

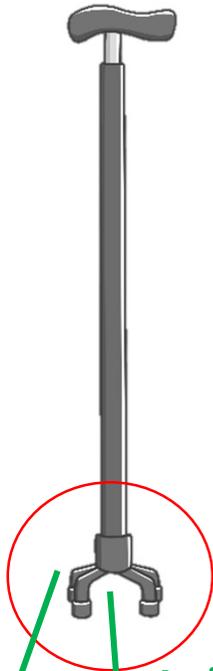
【ポイント】

固定式か可動式か

杖の高さ

最初の使い方が重要

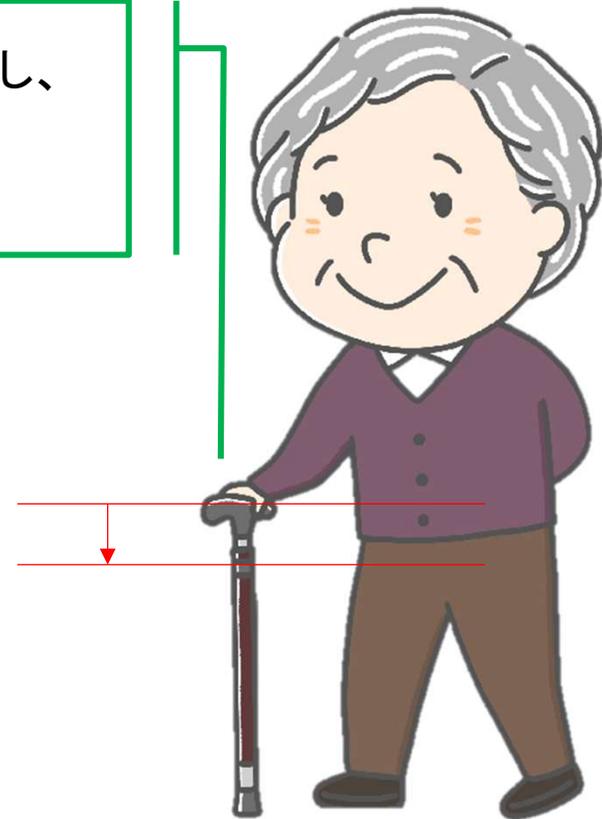
など



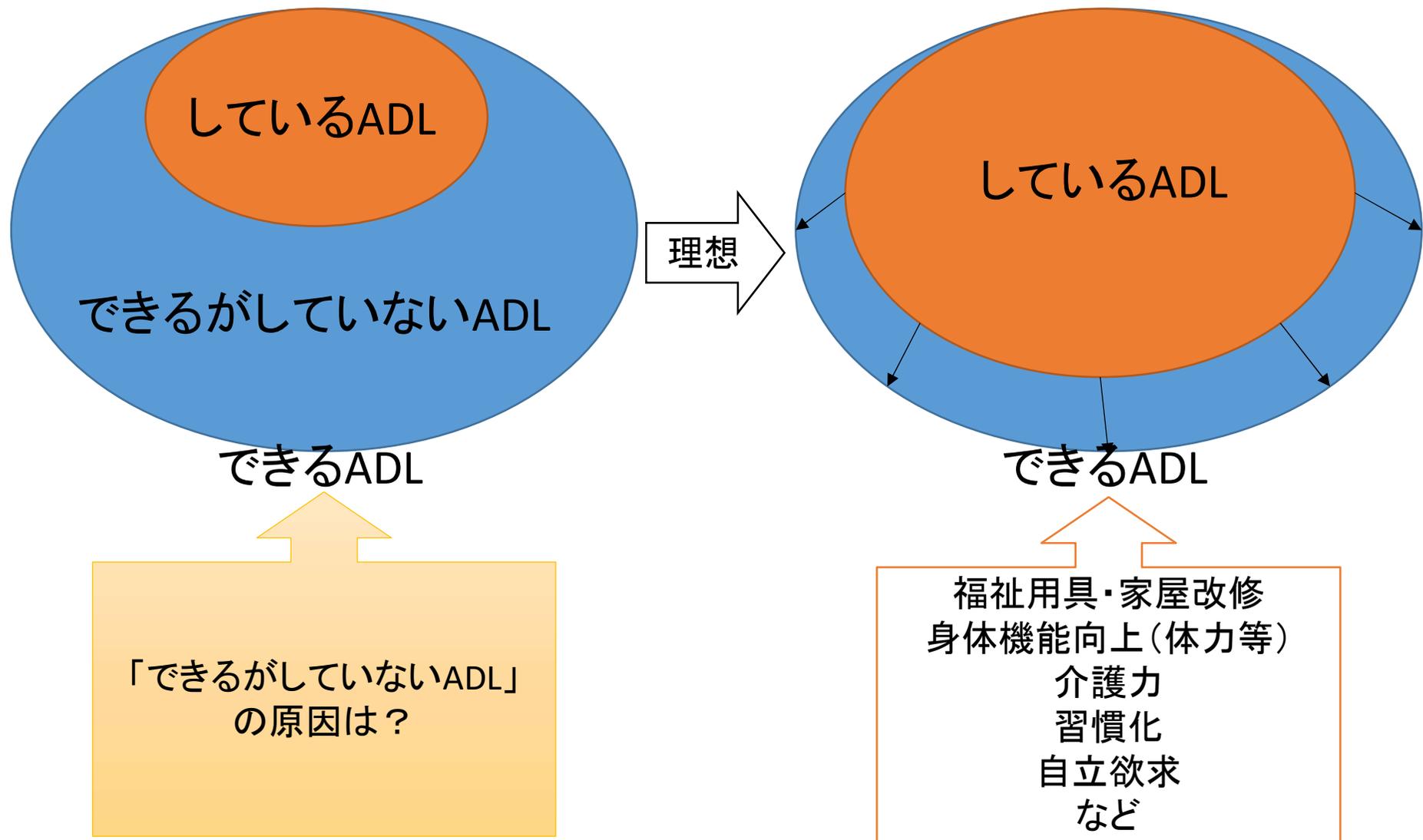
杖の高さの調整に際し、
体を起こそうと、
高めに設定しない。

固定式の場合、全ての杖
先が接地できるか、確認。

固定式から可動式に変更する際、
不安定とを感じる場合がある。



「できるADL」と「しているADL」の関係



「できるがしていないADL」を助長しない工夫が必要！

まとめ

- ◆退院・退所直後は、
身体機能や活動状況が変化する可能性が高い。



病状や介護状態についての情報共有が大切。

- ◆福祉用具・住宅改修は生活機能発揮のかなめ！



利用者が福祉用具や住宅改修をしっかりと活用することが大切。



本人や家族の意向と、関係者(医療職やケアマネ等)との間に解離がないか確認しながら、幾つかの案を提示し、「自己決定(=自立支援)」を促す。